資産見返寄付金戻入	3,679,052		
資産見返物品受贈額戻入	2,389,054	67,759,767	
受託収益			
国及び地方公共団体からの受託収益	16,125,923		
国及び地方公共団体以外からの受託収益	21,060,380	37,186,303	
財務収益			
受取利息		415	
経常収益合計			2,929,652,736
経常利益			102,211,421
臨時損失			
固定資産除却損		1,106,932	1,106,932
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入		1,106,919	
資産見返物品受贈額戻入		13	1,106,932
当期純利益			102,211,421
前中期目標期間繰越積立金取崩額			338,766
当期総利益			102,550,187

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		102,550,187
当期総利益	102,550,187	
Ⅱ　積立金振替額		545,117
前中期目標期間繰越積立金	545,117	
Ⅲ　利益処分額		103,095,304
積立金	103,095,304	

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することにより一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	８～47年
構築物	５～50年
船舶	４～14年
車両運搬具	５～７年
工具器具備品	２～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末における引当外賞与見積額から前期末の同見積額を差し引いた額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

これには、国からの出向職員に係るものが含まれております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法によっております。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

各地区の港湾管理条例や財産使用料条例等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付け事務連絡「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

１．貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は1,320,527,615円です。

運営費交付金から充当されるべき賞与見積額は99,003,731円です。

２．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は808,456円の利益であり、当該影響額を除いた当期総利益は101,741,794円です。